

# 永遠性への貢献

## *Contribution to eternity*

チェスタトン曰く、

「ニーチェの諷刺には、何か肉体を欠いた、実体感のなさとも言うべきものがある。その理由は単純である。要するに彼の諷刺の背後には、世間一般の道徳という巨大な実体が存在しないからである。彼自身が、彼の攻撃した何物にもまして馬鹿馬鹿しいのだ。しかしながらニーチェは、実際、実体を持たぬ観念的暴力主義全体の失敗を、いかにも端的に代表する典型と言っていいだろう。彼は晩年脳軟化症にとりつかれたが、これは単なる肉体的な偶発事ではない。仮にニーチェ自身が痴呆症に陥らなかったとしても、ニーチェ主義は必ず痴呆症に陥るほかはないからだ。孤立した傲慢な思考は白痴に終わる。柔らかい心を持つとせぬ者は、ついには柔らかい脳を持つことに到りつくのである。」(注1)

ハイエク曰く、

「誤りであることが明らかにされたものをすべて信ずべきでないということは、真実であると証明されたものだけを信ずべきであることを意味しない。」

「我われの行為の適切さは、なぜそれがそうであるのかについての理解には必ずしも依存していない。そのような理解は我々の行為を適切にする一つの方法ではあるが、唯一のものではない。積極的にその価値を証明できないすべての要素を排除した信念の無菌状態の世界は、おそらく生物学の領域におけるそれに対応する状態と同じくらい致命的なものである。」(注2)



## 永遠性への貢献 (*Contribution to eternity*)

### 【目次】

|  |         |
|--|---------|
| 1. 日本国の憲法・国体--- <i>Constitution</i>                  | ・・・3 頁  |
| 2. 男系男子の皇統護持は日本民族の精神                                 | ・・・3 頁  |
| 日本書紀〔神代下〕  | ・・・4 頁  |
| 日本書紀〔卷第十七〕   | ・・・4 頁  |
| 続日本紀〔卷第一〕  | ・・・4 頁  |
| 続日本紀〔卷第三十〕   | ・・・4 頁  |
| 愚管抄  | ・・・4 頁  |
| 神皇正統記  | ・・・5 頁  |
| 直毘霊  | ・・・5 頁  |
| 大日本帝国憲法（明治憲法） & 義解                                   | ・・・5 頁  |
| （明治）皇室典範 & 義解  | ・・・6 頁  |
| 3.  祖先の遺意に叛逆する 2017 年「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」             | ・・・6 頁  |
| 4. 法と美德を破壊する形而上学的抽象主義                                | ・・・11 頁 |
| 5. 文明社会に自然権や人権は適用不可能                                 | ・・・12 頁 |
| 6. 平等とは不平等を強制するための嘘観念                                | ・・・12 頁 |
| 修身第八課---男子の務めと女子の務め                                  | ・・・13 頁 |
| 修身第二課---祖先と家   | ・・・14 頁 |
| 【リンク】⇒ <a href="#">日本国を自壊に導く邪悪教義、日本フェミニズムを粉碎しよう！</a> |         |
| 7. 物質的平等（地位の平等）の現実的本質                                | ・・・14 頁 |
| 8. Democracy（民主主義）の前提条件                              | ・・・15 頁 |
| 9. 人民主権の設計主義的迷信                                      | ・・・16 頁 |
| 10. 道徳的信仰なき抽象的自由は、隷属への道                              | ・・・16 頁 |
| 11. 自らの限界を認識できない、デカルト派設計主義的合理主義は、形而上学的抽象主義           | ・・・16 頁 |
| 12. 結びにかえて   | ・・・18 頁 |

## 1. 日本国の憲法・国体---Constitution

世界には多くの国があるが、我われが自分の意思とは全く無関係に、偶然生まれ落ちた祖国日本のように、二千年の歴史を貫く万世一系の天皇を戴き、皇室と国民とが一体不可分となっている国は他にない。日本国のこの統治の枠組を我が国の憲法（国体）と言ひ、*Constitution* の本来の意味である。古来の祖先から受け継がれて来たこの憲法（国体）は、我われ日本民族の誇るべき智恵と美德の精華であるから、日本国がこの地上に存在する限り、時空を超えて永遠に護持して行くことこそ、我われに課された高貴なる義務であると心得るべきである。

日本国の歴史は、初代・神武天皇の御代において、前は日本神話と結ばれ、後は万世一系の男系男子の皇統に皇位が連綿と受け継がれ、天照大神と御孫瓊瓊杵尊ほか八百万の神々も古来より、日本各地の無数の社において、お祭りし続けて現在に至っている。こうした歴史を有するがゆえに、我われ日本国民は、信仰心が希薄になりはしたものの、今でも日本の神々を崇め尊ぶ心情を理解できるし、立憲君主たる天皇（皇室）を畏敬と敬愛の眼で仰ぎみる者多数なのである。

さて古今東西の国々には、それぞれ固有の神や神々の神話が存在するが、それらは単なる《迷信》にすぎないものではない。それは、人間が動物的・自然的隷属から解放され、道徳的自由をもつ文明国民に成長したことを示す、野蛮と文明との分界点または“差別化の象徴”なのであって、それらへの信仰心こそは、高貴なる人間としての義務を受容し、義務に服従することを表示する“刻印”である。つまり、神・神々、神話の観念とは、西欧近代の啓蒙思想や観念論や唯物論の説くような、非合理的であるがゆえに捨て去るべき有害な《迷信》などではなく、文明国民がこの地上に存在する限り、凜然と掲揚すべき、“高貴なる国民（民族）の紋章”として誇るべきものと考えて良いのである。古来の祖先より現在の我われに至るすべての日本

国民が、“世襲の皇統”を護持するという“世襲の義務”と“世襲の忠誠”とを果たしてきたという歴史事実は、日本国の憲法・国体が“時効”であることを意味するがゆえに、我われ日本国民は、反歴史かつ非事実の形而上学的抽象観念---すなわち、自然権、人権（ヒトの権利）、平等、人民（国民）主権、社会契約、祖国なき世界市民の共生社会など---の政治的・道徳的虚偽を一切合切排除して、歴史的事実として古来より連綿と継承されて来た皇統（皇位）の中に体现される“日本国の法”に服従する義務を負うとともに、これに対する破壊を企てる内外の敵すべてを殲滅すべく行動する義務を持つのである。

## 2. 男系男子の皇統護持は日本民族の精神

我が国で“唯一、最強”の、パーク保守主義を正統に継承する大学者である、中川八洋筑波大学名誉教授曰く、

「正しい〔国民〕とは、その本性において、国柄や伝統を護り保守する義務を負っている。この義務を自覚することを〔国民の意識〕というならば、《〔国民の意識〕とは、伝統と一致することの自覚》となる。」（注3）

我が日本国の皇統は、“世襲”（日本国憲法第二条）であり、“世襲”とは“男系男子の継承”（皇室典範第一条）を意味する。これが唯一正しい“憲法解釈”であり、これ以外にない。日本史上、皇位に就かれた女性天皇は、八名十代であるが、これらの女性天皇はすべて、“男系男子天皇から、次の男系男子天皇へ継ぐ”という定義での“中継ぎ”であった。また、これら女性天皇は、“お独りの身”と“ご懐妊されない”の二条件（不文の法）を満たす立場において即位されたのである。

日本史上のあらゆる時代の、あらゆる天皇（皇室）及び日本国民の弛まぬ努力の結果として、日本国の皇位継承の“世襲の原理”は光輝なる不滅性を得て今日まで生き抜いて来たのであり、これこそが日本国の憲法・国体の不変の支柱なのである。

我われの祖先が、男系男子皇統を護持すべく、如何に弛まぬ努力を重ねてきたかは、その様子を記した史書や歴史研究書を読めば明白である。参考にそのほんの一例を挙げておこう。

#### ●日本書紀〔神代下〕

「天照大神は瓊瓊杵尊に、八坂瓊勾玉及び八咫鏡、草薙剣の三種の神器を賜わった・・・そして皇孫に勅して言われるのに、《葦原の千五百秋の瑞穂の国は、わが子孫が王たるべき国である。皇孫のあなたが行って治めなさい。さあ、行きなさい。宝祚の栄えることは、天地と共に窮りないであろう》と。」(注4)

#### ●日本書紀〔卷第十七〕

「男大迹天皇〔継体天皇〕---またの名は彦太尊---は、応神天皇の五世の孫で、彦主人王の子である・・・大伴金村大連はまた議って、《男大迹王は性質がなさけ深く親孝行で、皇位を継がれるのにふさわしい方である。ねんごろにお勧め申して、皇統を栄えさせようではないか》と言った」(注5)

#### ●続日本紀〔卷第一〕

「高天原にはじまり、遠い先祖の代々から、中頃及び現在に至るまで、天皇の皇子が次ぎ次ぎにお生まれになり、大八嶋国をお治めになる順序として、天つ神の御子のまま、天においでになる神がお授けになったとおりに、取りおこなってきた天つ日嗣の高御座の業〔天皇の位にある者の任務〕である・・・と(持統天皇が)仰せになる、・・・」(注6)

#### ●続日本紀〔卷第三十〕

「(八幡大神のところへ)和氣清麻呂が出発するに臨んで道鏡は《大神が使者の派遣を請うのは、おそらく私の即位のことを告げるためであろう》と語り、吉報をもたらせ

ば、官位官職を重く上げてやる、と持ち掛けた。清麻呂は出かけて行って八幡神宮に着いた。大神は《わが国は開闢より君臣の秩序は定まっている。臣下を君主とするのは未だかつてなかったことだ。天つ日嗣〔皇位〕には必ず皇統の者を立てよ。無道の人には早く払い除けよ》と託宣した。清麻呂は帰京して、神のお告げのままに天皇に奏上した。」(注7)

#### ●愚管抄

「過去と現在は必ず呼応し合っており、外見は昔と今では変わっているようでも、同じ一つの道筋で支えられているのである。

・・・君は臣を立て、臣は君を立てて世を治めていくという道理がしっかりと存在している。日本国では、この道理を昔から定められたあり方であるとしてきたのであって、この道理によって先例を明白に理解することができるのであるから、(後鳥羽上皇が)それを事に当たっていちいち考え合わされて、道理を理解なさり、その筋を通されさえしたならば、大變立派な世となるであろう。

・・・遠くは伊勢太神宮と鹿島大明神、近くは八幡大菩薩と春日大明神というように、神代の昔にも現代にも神々がしっかり評議決定なさって、この世を支えておいでになる・・・中国の王朝でただ眼目とされることは、皇帝となる人の器量の一点だけであり、器量が大變優れているということを取り上げ、その人が打ち勝って皇帝になるものと定められている。しかし、この日本では初めから天皇の血筋が他へ移ることはない。臣下の家もまた定められているのである。そしてそのままに、どんなことが出てきても、今日まで違えられることはなかった。」(注8)

#### ●神皇正統記

「我朝の初は天神の種をうけて世界を建立

するすがたは天竺の説に似たる方もあるにや。されどこれは天祖より以来継体たがはずして、ただ一種ましますこと天竺にもその類なし。

・・・此の三種につきたる神勅はまさしく国をたもちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはえず、私の心なくして万象を照らすに、是非善悪のすがたあらはれずと云うことなし。其すがたにしたがひて感応するを徳とす。これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の根源なり。劔は剛利決断を徳とす。智恵の本源なり。此の三種を合せ受けずしては、天下のをさまらんことまことにかたかるべし。」(注9)

### ●直毘靈

「天皇の統治される日本の国は、口にかけて言うのも畏れ多い皇祖神天照大御神が御出現になった国であって、・・・大御神が、御手に天上の神の璽の物を捧げてお持ちになり、・・・日本の国は千万歳永久にわが子孫の統治するべき国であると、天孫瓊瓊杵尊に御委任し給うたそのままに、・・・白雲が互いに向かい合って伏している大地の果て、蛙の歩いて行く大地の果てまで、天照大御神の御子孫の御統治なさる国と定まって、天下に乱暴を働く神もなく、随順しない人もなく、・・・千万代の末の御代まで、天皇は天照大御神の御子孫として、・・・天上の神の御心をそのまま御自身の御心として、・・・神代も今も変わることなく、神代のままに安らかな国として、平和に御治めになってきた国であった・・・

禍津日の神の心の荒れるのは、どうしようもなく、非常に悲しむべきことである・・・けれども、天照大御神は高天の原においでになって、その御威光は少しも曇ることなくこの世をお照らしになり、天上からお降りになった神の御子孫の璽の神器も捨てられずに伝わった。天照大御神が御委任になったままずっと御子孫の天皇が御

統治になって、・・・天津日嗣の高御座は、天地と共に永遠に動く時がないのは、このわが国の道の靈妙で、外国の一切の道よりも優れ、正しく貴い証拠である・・・」(注10)

---その他無数の文献〔省略〕---

### ●大日本帝国憲法（明治憲法）

第一条 大日本帝国は萬世一系の天皇之を統治す

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

明治憲法義解〔第一條〕に曰く、

「恭（つつしみ）て按ずるに、神祖開国以来、時に盛衰ありと雖（いえども）、世に治乱ありと雖、皇統一系實祚の隆は、天地と興に窮なし。本條首めに立国の大義を掲げ、我が日本帝国は一系の皇統と相依て終始し、古今永遠に互り、一ありて二なく、常ありて変なきことを示し、以て君民の關係を萬世に昭かにす。」

明治憲法義解〔第二條〕に曰く、

「恭て按ずるに、皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。以て皇子孫に傳へ、萬世易ふること無し。若夫（もしそれ）繼承の順序に至ては、新に勅定する所の皇室典範において之を詳明にし、以て皇室の家法とし、更に憲法の條章に之を掲ぐることを用ゐざるは、將來に臣民の干渉を容れざることを示すなり。皇男子孫とは祖宗の皇統に於ける男系の男子を謂ふ。此の文皇室典範第一条と詳略相形（あら）はす。」

### ●（明治）皇室典範

第一條 大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

（明治）皇室典範義解に曰く、

「祖宗国を肇（はじ）め、一系相承け、天壤と興に無窮に垂る。此れ蓋し言説を假（か）

らずして既に一定の模範あり。以て不易の規  
準たるに非ざるはなし。・・・皇室典範の成  
るは實（じつ）に祖宗の遺意明徴にして子孫  
の為に永遠の銘典を貽（のこ）す所以なり。  
皇室典範は皇室自らの家法を條定する者な  
り。故に公式に依り之を臣民に公布する者に  
非ず。而して将来已むを得ざるの必要に由り  
其の條章を更定することあるも、亦帝國議會  
の協賛を要せざるなり。蓋し皇室の家法は祖  
宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に制  
作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に  
非ざるなり。」

## ■ 祖先の遺意に叛逆する2017年「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」

【条文リンク】

⇒ [「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」](#)

2017年6月1日の衆議院特例法審議担当委員会、同年6月2日の衆議院本会議、同年6月9日の参議院本会議の議決を経て成立した「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（以下、略して「特例法」と記す。）は、今上陛下、皇祖皇宗、我われの祖先すべての遺意に真っ向から叛逆する「天皇制廃止共産革命の準備法」となった。これにより、風前の灯火であった日本国民の魂の復興と日本国の永遠・永続への希望は、ほぼ消滅したとあって過言ではない。近い将来、この法案が導く日本存立の史上最悪の危機到来に直面した時、21世紀の精神退廃的日本人は何を思うのであろうか。しかし、その重大性に気付いた時には、既に遅く、日本の神々の惹き起こされる奇跡という御加護なしには軌道修正は不可能となっているだろう。

安倍晋三首相と菅義偉内閣官房長官とが率いる安倍内閣と退廃与党自民党が、天皇制廃止の共産革命イデオロギーに染まった日本共産党及び民進党（第二共産党）結託して成立させたこの「特例法」は、国家反逆罪に匹敵する大悪行であって、真の祖国愛を持つ日本国民は、この悪法の成立加担者の犯罪を、幾百年、幾千

年の先までも、日本国がこの地上にある限り、語り継ぎ、平成時代の大国賊として糾弾し続ける義務を負うものと心得るべきである。

そこで「特例法」の「犯罪」の主要点を、中川八洋筑波大学名誉教授の公式ブログ「中川八洋掲示板」の論文より抜粋し、要約して以下にまとめておく。なお、詳細については、リンク先の論文本体を精読して頂きたいと思う。

中川八洋 筑波大学名誉教授曰く、

### 【抜粋1】

「法政大学夜間部在籍中から強度の狂信的コミュニストだった菅義偉は、こう言い放った。

「法案の作成に至るプロセスや、その中で整理された基本的な考え方は、将来の先例となりうる」と、先例化を明言した。今上陛下の御譲位に関する「特別例外の措置法」〔略語となって「特例法」〕が、どうして先例となるのか。特別例外は特別例外である。その本性において、先例になる筈がない。だが、今上陛下に限っての生前ご譲位を“先例”とすれば、この「先例」が必ず将来において拡大解釈され、「国会による天皇を強制退位させる法的根拠」になるのは余りに明白なこと。そもそも天皇制廃止に向かって党一丸となって爆走する民進党は、この「国会による天皇を強制退位させる法的根拠」づくりを主目的として、“退位の先例化”を特例法賛成の代償として自民党に迫ったのである。」

### 【抜粋2】

この「先例となりうる」の菅義偉の答弁が放った、爆弾テロのような重大深刻な危険性は、これを皇室典範の附則に追加された全く不必要なトンデモ項と合体すると、「皇室典範に退位条項を明記する」のと全く同等の法解釈が可能となる。附則に追加されたトンデモ項とは、次。  
「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」

### 【抜粋3】

「(塩川鉄也・共産党議員の、「前文に『陛下の御ことば』という文言を使っていないのは、そうすれば、憲法違反の恐れがあるからと解釈して良

いか?」との趣旨の質問に対して)

菅義偉はあっけらかんと、「その通りだ」《憲法は、国会は天皇のご意思表明を違憲と定めており、よって政府も国会も、皇室問題に関わる天皇のご意思表明は断固として無視・排除しなければならず、特例法も無視・排除している。よって、憲法違反には当たらない》と答弁した。朝日新聞〔六月二日付〕から、菅義偉の荒唐無稽なハチャメチャ怪奇答弁を、以下に引用しておこう。

《〔2016年8月8日の〕天皇陛下のおことばは、これまでのご活動を続けられることが困難となるというお気持ちを、国民に向けて発せられたもので、退位の意向を示されたものではなく、天皇の政治的権能の行使に当たらないと考えている》

《〔文言「陛下の御ことば」〕を今般の立法の直接の端緒として位置付けた場合には、憲法第四条第一項に違反する恐れがあり、〔このため〕文言〔＝「陛下の御ことば」〕を〔特例法第一条に〕使用しないことにした》。憲法第四条第一項とは、《天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない》というもの。つまり、菅義偉は、素人でも真赤な詭弁とわかる“大詭弁”《天皇がご譲位の意向を示すことそれ自体、憲法第四条の国政への干渉・介入〔＝国政に対する政治的権能の行使〕の禁止に抵触して、憲法違反である》を安倍内閣の公式見解とした。こんな荒唐無稽で珍奇な憲法解釈など、共産党以外には存在しない。つまり、安倍晋三は、志位和夫の代行首相になった。」

#### 【抜粋4】

「なぜ、共産党員の菅義偉は、こんな見え透いた嘘八百の事実改竄 or 嘘事実の捏造創作の答弁をしたのだろうか。天皇に対して、国政ではない純然たる皇室問題であっても、一言の発言もさせないという共産党の絶対ドグマ《天皇とは、主権者人民の奴隷である》を国会で宣言し、この共産党の狂気のドグマを自民党政府の公式憲法解釈にするためである。天皇は皇室・皇族全体を総覧する“皇室の家長”であるだけではなく、天皇制度の頂点に在って、天皇のご意向無くして天皇制度の存立など不可能なこと。ということは、菅義偉

のこのようなトンデモ憲法解釈で“狂気の妄言”《天皇制度は国政であるから、国政への権能を有さない天皇は天皇制度への一切の発言をしてならない》という、狂った憲法第四条解釈の病根を摘出廃棄することの方が、今や緊急・喫緊の課題になった。なお、菅義偉のこのような狂気の憲法歪曲は、天皇制度廃絶に直結する女性宮家/女性天皇/女系天皇に対して、天皇が《NO!》と御ことばを發せられるのを未然に妨害せんとする共産党の天皇制廃止革命を側面援護するためでもある。われら真正の日本国民が、天皇や皇族をルイ16世と同じくギロチンで処刑したいと、ひたすら皇室や皇族に対してヘイト&ルサンチマンに生きる共産党菅義偉を処理するに、もはや躊躇っている時間などない。」

#### 【抜粋5】

《皇位廃絶に至らしめるための、“似非宮家”女性宮家を国会は審議せよ》のトンデモ附帯決議をはじめ、今上陛下に限ってのご譲位特例法を、退位の先例〔＝強制退位の法的根拠化の先例〕とする菅・官房長官の詐欺師的国会答弁など、今般の特例法は、全面的に天皇制度廃止準備法に様変わりした。その最大の原因には二つある。いずれも安倍晋三のミス・ジャッジ〔錯誤の意思決定〕である。第一の原因は、安倍晋三が、特例法を通常通りの国会審議に付託すれば、激しい論戦となり今上陛下に対し不敬でご無礼になるのではないかとの逆さ杞憂の逆妄想をしたこと。しかも、それを無風で成立させる“事実上の無審議”にする方策として、驚くなかれ、ダーティな利権屋で最も信用できない人格の“自己チューの白痴”大島理森に依頼したこと。・・・仮に国会の内閣委員会で2~3週間かけて議論する通常の法案審議をしていれば、菅義偉をヘッドに内閣官房の共産党官僚が一丸となってデッチアゲた過激に極左化した特例法案など、正常の範囲に押し戻され、安倍が当初構想した通りのものとなっていただろう。・・・安倍晋三は・・・密室政治や密室外交を好む。・・・プーチン大統領と十回以上も外務省の担当者を外して密談を重ねた密室外交の結果が、北方領土の奪還どころか、国際法上《北

方領土はロシア領」を認めるのと同じ“共同開発の罫”に落ちた。安倍晋三の異常な密室好きが日本国の国益を内外で大きく毀損したのである。安倍晋三は、万死に値する、この件で償いをしなければならない。第二の原因は、安倍晋三は、菅義偉が共産党員であるのを知っていながら〔備考〕、この度し難いコミュニストを2016年8月に臍首せず、皇室典範特例法担当大臣となる官房長官に据え置いたこと。

〔備考〕第二次安倍内閣ができる前、私（中川）は、安倍晋三に直接「菅義偉は札付きのコミュニストだから、側近から外せ！」と助言したことがある。他に挙げた人物については安倍は全て「転向しているよ」「まさか」を連発した。が、菅義偉に関してのみ例外的に、共産党員であることを否定せず、「中川先生、菅君はとてもいいやつなので、友達になってやって下さい」と返答した。

実際にも菅義偉は、有識者会議のリーダーに“豚鼻の共産党員”御厨貴を据えた。そればかりか、正しい伝統語「譲位」を共産革命語「退位」に、皇太子の位を空位に、実体語「皇太子」を抽象語「皇嗣」に、特例法タイトルは正しく「天皇陛下」であるべきを「天皇」に・・・等、さまざまな画策を内閣官房や内閣府の共産党官僚と謀議を凝らして実現させた。かくして、今上天皇に限っての譲位特例法だったが、いつの間にか、“天皇を強制退位させる先例特例法”に変貌したのである。

#### 「論文本体へのリンク」

⇒ [【中川八洋掲示板】2017年6月12日付論文](#)

#### 【抜粋6】

「さる5月26日、自民党・公明党は、“今上陛下の生前ご譲位”に関わる皇室典範特例法案の国会審議に便乗して民進党が突き付けた、“天皇制度の廃止 or 消滅の特効薬”「女性宮家創設の、国会審議」というコミンテルン共産革命に屈して、全く必要もないのに、また特例法に一切関係しないのに、それを付帯決議にすることに合意して、この付帯決議の両党案を提示した。だが、その内容は、驚くなかれ、共産党と朝日新聞が流してきた真赤な嘘——捏造された虚偽事実——が基軸基調というシロモノ。・・・特例法を自民党で担当

した高村正彦と茂木敏充とは、日本国と皇室を裏切るトンデモ“民進党の犬”に成り下がっている。

“スーパー暗愚”高村正彦と茂木敏充の、情弱と無知による天皇制度廃止革命に追随した大罪は、万死に値する。自民党・公明党の付帯決議案は、真赤な朝日新聞が日々垂れ流す国民騙し言語をそのままふんだんに使用しており、どれもどこもばっさりと削除せねばならないトンデモ文言ばかり。が、その中核に恐ろしい捏造事実がある。それが、次のゴチック部分の文言。

「安定的な皇位継承を確保するため、**女性皇族の婚姻等による皇族数の減少**」〔『朝日新聞』5月27日付け〕。皇位継承に「安定的」とは不適切表現である。この部分は、「皇位を確実に秋篠宮悠仁親王殿下が継承できるようにし、かつ悠仁親王殿下を支える男系男子皇族を十名以上にする」などの正しい文言に修正しなければならない。が今、不適切で間違った「安定的」等の誤り文言に関わっている暇はない。「**女性皇族の婚姻等による皇族数の減少**」という、あからさまに真赤な虚偽で捏造の文言が、いかに悪質な捏造であることを、まず暴くことの方が急務だからだ。

**真実その一**；皇族数の激減は、女性皇族の婚姻等とはいっさい無関係

まず、女性皇族とは、皇族男子とのご成婚が無ければ臣籍降下するのであり、これが古来二千年に及ぶ皇室の慣習・伝統〔＝法の支配の“法”〕。また、この臣籍降下のルールは、皇族全体が遵守しなければならない“皇室の絶対家憲”である。かように女性皇族とは、あくまで暫定的な皇族であり、初めから皇族数から除外されているともいえる。すなわち、「女性皇族の御成婚をもって皇族数が激減する」とは、牽強付会も甚だしい噴飯物の詭弁。いや、詭弁というより、阿漕なごろつきヤクザの暴言の類、と言うほかない。

**真実その二**；皇族数の激減は、旧皇族の復籍を政府＆国会がサボった無為が原因

皇族数の激減の最大の原因は、指摘する以前に明瞭。日本人ならば、誰でも知っているからだ。GHQの命令で旧皇族11宮家51名が、占領後に日本がどうしようと勝手だから、理論的には占領期

間中に限っての一時的皇籍離脱を強いられた1947年10月14日以来、七十年間も政府も国会もサボりにサボって、特例法一つの制定で済むのに、旧皇族の復籍という、国家の重大事を完遂する当然の責任すら果たさなかったことに起因している。GHQは、サンフランシスコ講和条約の発効で1952年4月28日に消滅している。だが、遅きに失したとはいえ、今からでも遅くはない。皇族数の激減を救う確実な方法は、唯一つ、旧皇族の復籍の特例法をいま直ぐ制定すること、それ以外にないからだ。

**真実その三:**1953年に始まった皇族数激減の危機は、一般国民の無関心も原因。」

【抜粋7】

「これからの皇統護持 or 皇位の悠久の弥栄を維持せんとすれば、まずは、旧皇族の皇籍復帰以外にいかなる方策も存在しない。旧皇族こそは、我が日本国が、また我ら日本国民が、祖先の尊い営みによって2000年間奉戴してきた聖なる天皇・皇室制度を護持していけるよう、神の見えない手が我ら及び我が国に授け遺した、偉大にして高貴な宝物である。日本国民は、もし真正の日本国民であるならば、こぞって辞を低くして三顧の礼をもって、旧皇族の方々に、復籍の御決断を促しお願いすべき時である。」

《論文本体へのリンク》

⇒ [【中川八洋掲示板】2017年5月30日付論文](#)

【抜粋8】

「日頃、皇室尊崇を売りにする安倍晋三の内閣が起草した、今般の特例法〔あるべき正しい呼称なら《皇室典範増補》〕の三つの特性——すなわち不敬/杜撰/天皇制廃止の自爆装置——について、箇条書き的に簡単に復習しておこう。

- 1、正語《讓位》をコミンテルン用語《退位》に替えた、大島理森/高村正彦/茂木敏充の不敬と暗愚
- 2、今上陛下のご讓位は今上陛下一代限りなのは当たり前の話。これを明示すべく、《今上陛下》or《陛下》をタイトルに復活し、正しいタイトル名《天皇陛下の讓位に関する特例法》に是正せよ！

3、皇太子の踐祚・即位は皇室典範11条二項の定めで《自動的》。が、これを全面無視する特例法

4、特例法が秋篠宮殿下を《皇嗣殿下》とし《皇太弟》としない理由は、秋篠宮殿下の踐祚即位の直前に皇室会議で皇族剥奪する狙いがあるからだ。また、政府や国会が《踐祚不適當》と宣言できるようにするため。秋篠宮殿下の皇族資格を奪えば、悠仁親王殿下も自動的に皇族剥奪される。

5、天皇制度への殺意なければ、不必要な附則《特例法は皇室典範と一体を成す》を要求しない

6、天皇制度を窒息させる《女性宮家》付帯決議を潰すに、自民党議員は乱闘国会を躊躇うな！

7、結論；安倍は特例法を閣議決定するな！ 自民党議員は特例法を廃案にせよ！

《論文本体へのリンク》

⇒ [【中川八洋掲示板】2017年5月13日付論文](#)

【抜粋9】

「女性宮家の創設は、二重に国体変革となる問題。第一に、《男系男子でない皇胤は、天皇・皇太子ならびに宮家の当主にはなれない》は、皇室の伝統（二法）であり、日本国の国体の精華たる天皇制度の絶対核心部分。故に、この改変は、当然に国体変革となる。

・・・女性宮家が国体変革となる第二の理由は、それが確実に天皇制廃止をもたらすからである。現在の女性宮家論は、唯一つのプラン《愛子内親王殿下を皇太子にし、続いて天皇に即位させ、そして強制退位させ、天皇制廃止革命を完成させる》目標に向かって一糸乱れず爆走している共産革命の最核心。

・・・国体変革は、かつてのように治安維持法が存在していれば、第一条に基づき、懲役十年の刑に処することができた大犯罪である。女性宮家という国体変革の首謀者で、同時に“第二共産党”民進党という結社に所属しているから、野田佳彦、蓮舫、馬淵澄夫に対しては、グレイゾーンの一欠けらなく、晴天の空のように完全完璧に治安

維持法第一条が適用される。治安維持法の復活こそ、特例法の審議の前に、日本国の国会がなすべき急務・喫緊の立法である。・・・野田佳彦/蓮舫ら“悪魔の非国民”たちは、逆さにも、皇統護持を突き崩す状況に追い込む女性宮家をもって皇統の安定継承という。何という天才詐欺師並みの逆立ち詭弁であろうか。野田佳彦や蓮舫らが国会議員であってはならないのはもちろんだが、日本国で生きていることも許してはならない。尚、治安維持法第一条は、次の通り。伝統が輝き清華な自由の花が咲き美徳が満ちる日本国にとって、治安維持法こそ最高にすばらしき法律。治安維持法の復活こそ、日本国がもう一度、栄光と活力と偉大さを取り戻す特效薬でもあろう。

〔治安維持法第一条〕

国体を変革・・・することを目的として結社を組織し、又は（事）情を知りてこれに加入したる者は十年以下の懲役または禁錮に処す

《論文本体へのリンク》

⇒ [【中川八洋掲示板】2017年5月29日付論文](#)

明治憲法・皇室典範とその義解 (commentary) は、次のように規定している。

“皇室典範は、祖宗の遺意を明徴にしたもの”であり、特定の時代の天皇や日本国民が任意に制作したものではない。

また、“皇室典範は皇室の家法を條定したもの”であるから、“国会も国民もこれに干渉してはならない（＝日本国永遠の国体であって、特定時代の特定政権が行う国政ではない！）”と。

ところが、今般成立した「特例法」では、天皇陛下がご譲位の意向を示すことそれ自体が、憲法第四条の天皇の国政への干渉介入〔＝国政に関する政治的権能の行使〕の禁止に抵触し、憲法違反であるという狂言（虚偽）を安倍内閣の公式見解としたのである。

再度、“皇室典範義解”を読んでみよう。

“皇室典範は皇室自らの家法を條定する者なり。故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず。而して将来已むを得ざるの必要に由り其の

條章を更定することあるも、亦帝国議会の協賛を要せざるなり。蓋し皇室の家法は祖宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり。”

すなわち、皇室典範（＝皇位継承法）は、皇室の家法であるから、今般の、今上陛下のお言葉（お気持ち）は、「天皇の国政に関する政治的権能の行使」の適用除外であり、議会の協賛（または国会の議決）など不要とする。皇位継承法に臣民が干渉してはならないとしている。

ということは、菅義偉の答弁（＝安倍内閣の公式見解）は、それ自体が、逆に日本国の永遠なる憲法・国体への叛逆であるのは自明である。

二千年に亘る国家の不変の伝統を、特定時代の特定国民が、その貧弱矮小な個的頭脳に浮かぶ、傲慢不遜な恣意のままに、改変したり、切断したりしても何ら問題はない、と考える共産主義思想とは、言うなれば、《極めて偏狭な常識の中に閉じ込められた、無限大の抽象観念》というべき代物もので、まさしく、チェスタトンの定義する《狂人の論理》である。中川八洋筑波大学名誉教授の言われる通り、国家の憲法（国体）を破壊する共産主義運動は、治安維持法を復活させて、厳しく取り締まるべきである。

#### 4. 法と美徳を破壊する形而上学的抽象主義

エドモンド・バークの名著『フランス革命の省察』の中で多用され、その主要テーマの一つである用語《形而上学的抽象》とは、空想的完全性を有するのみに比例して、文明社会の現実の政治的、道徳的手段としては、完全な虚偽である観念を意味する。

文明国家の発展とともに形成される法、道徳及びその諸制度の多くは、生まれながらに差異を持ち、多種多様な諸目的を追求する幾世代にも亘る人々の経験の結果、暗黙裡または明示的に合意するに至った多目的な諸手段の体系（＝行動ルールの体系）の枠組みである。このような歴史経験を基礎として成長した自生的枠組

みを、単に古い法、古い制度であるからという理由だけで、より良いものに替えなければならないと思ひ込む近現代人の幼稚な態度は、それこそ即座に棄て去るべき蒙昧であろう。智恵も美德もない孤立した、のっぺらぼうの抽象観念は、それを実現可能にする手段を決して持ち得ない。なぜなら、すべての人間がもつ物理的環境や社会的環境、力、知性、技術、知識、人格など、自然の摂理（必然）から生じる諸個人の大きな差異や個性は、特定の政府権力によっても、特定の抽象的教義を狂信する革命集団の暴力によっても、それを変えることは不可能である以上、そうした抽象観念を地上の政治的、道徳的人間社会において実現し得る手段の体系は存在しないからである。

エドモンド・バーク曰く、

「私は人間的行動や人間的事象に関する何事についても、形而上学的抽象によって全く裸にされ孤立させられ、あらゆる関係を剥奪された対象を観察しただけでは、差し出て称賛することも非難することもできません。環境（＝具体的諸状況）は・・・実際には、すべての政治原理にその特徴的な色彩と特殊な効果とを与えます。環境こそが、すべての文明的かつ政治的計画を人類にとって有益なものにも有害なものにもするのです。」（注11）

バーク曰く、

「統治は自然権を根拠にして作られるのではなく、自然権は統治とは全く独立に、ずっと明晰に、しかも遥かに高度な抽象的完全さで存在できますし、実際に存在します。しかし、その抽象的完全性は、現実的欠陥となります。人間は、すべてのものに対して権利を持つとすれば、すべてのものを持つてなくなります。統治とは、人間の必要に備えるために人間の智恵が考案したものです。人間には、そうした必要がこの智恵によって供給されるべきであると主張する権利があります。また、そうした必要のうちには、文明社会であるがゆえに生じる必要、すなわち人間の情念が十分に抑制されなければならないという必要を数えておかなければ

なりません。」（注12）

バーク曰く、

「一国を構成し、修繕し、改良する技術は、他のあらゆる経験的技術と同様に、先験的に教えられてはなりません。そうした実用的技術に我われを導くことができるのは、短期間の経験ではありません。なぜならば、道徳的原因から生じる本当の効果は必ずしも即座に現れるものではなく、最初の段階には有害なものが、より時間を経てからの作用としては有益であり、しかもその有益性が、最初に生み出された有害な結果から生じることさえあるのです。その逆の場合もあります。つまり、実に満足のいく始まり方をした、極めてまことしやかな計画が、恥ずべき悲しい結果に終わることがよくあります。国家の中には、しばしば目立たず、ほとんど潜伏している諸原因というものがあり、そうした事柄は一見するとほとんど重要でないように思われても、実はその国家の興廢の極めて大部分が、それにほとんど本質的に依存していることもあり得るのです。従って、統治の技術はそれ自体極めて実際的で、また実際的な諸目的を対象としたものであり、経験、それも、どんなに賢明で観察力の鋭い人であってもその習得に全生涯を費やしてなお余りある経験さえを必要とする問題なのです。それゆえ、幾時代にも亘ってかなりの程度まで社会の共通目的に役立ってきた大建築物を引き倒そうとしたり、あるいはその有用性が公然と認められた手本や模範を用いずに、それを再建しようとする人は誰であれ、無限の慎重さを必要とするのです。」（注13）

## 5. 文明社会に自然権や人権は適用不可能

自然状態の自然人（ヒト）が持つと仮定される、自然権や人権（＝人間の権利）が文明社会の文明人（国家の国民）に適用不可能であることは、小学生でも理解できる自明の真理である。これらの抽象観念は、《孤立した諸個人がそれぞれに自分自身を統治する権利》、すなわち《各人がそれぞれに自分自身の裁判官である権利》を意味するものである。しかし、結局それ

はすべての人間がすべてのものに対して生得的権利を持つ野生動物であるとした場合の動物的生態を権利という名で仮装した虚構にすぎない。実際には、人間社会と法が形成される前の自然状態においては、人間に権利などは存在しない（権利など持ち得ない）のである。そして文明社会の構成員たる人間は、そのような虚偽の権利すなわち《野蛮》を放棄できたからこそ、社会を形成することが可能となったのである。それゆえに、文明社会では諸個人が自然的な情念や欲望を抑制し、克服することが義務として課されるのであるが、それは、諸個人がすべてのものに対して権利を持つようとして誰もほとんどすべてのものを持ってない自然状態に比べれば、文明社会の制約ある自由の生活の方が誰にとっても遥かに有益かつ幸福であることを人類は発見したのである。先述のとおり、我われ日本国民は高貴なる文明国民であるのだから、日本国においては誰であれ、空想的抽象観念である自然権や人間の権利（人権）を主張する権利など持たないのである。

デイヴィッド・ヒューム曰く、

「他人の所持に対して節欲する黙約が結ばれて、各人が自己の所持の安定を獲てしまうと、ここに直ちに、正義と不正義との観念が起こり、また所有や権利や義務の観念が起こる。〔それゆえ、〕後者〔すなわち所有などの観念〕は前者〔すなわち正義と不正義との観念〕をまず初めに理解せずには全く理解できないのである。けだし、我々の所有〔ないし資産〕とは、社会の法すなわち正義の法によって恒常的所持が確立されているような物財に他ならない。従って、正義の起源を解明し終えないうちに、所有とか権利とか義務とかいう言葉を使用し、或は正義の起源の闡明にそれらの言葉を用いさえする者は甚だ大きな〔論理的〕誤謬を犯す者であり、鞏固な根底に立って論究することは決してできないのである。」（注14）

すなわち、所有（権）や権利や義務（義務）の観念は、それらの恒常的安定性を保障する社会と正義の法の形成に先立って存在すること

はできないのである。

## 6. 平等とは不平等を強制するための嘘観念

先に述べたとおり、いかなる個人や諸集団や政治権力であれ、自然の摂理による諸個人の生得的な差異それ自体---物理的環境や社会的環境、力、知性、技術、知識、人格など---を変える能力も手段も持ち得ないのであるから、諸個人の物的平等や地位の平等を現実社会に強制的に出現させようとするれば、そうした政治権力は、諸個人の変えられぬ差異から生じる不利や欠陥を補償しなければならない事態となり、人々をそれぞれ全く別々に、政府当局の専制的恣意のみに基づいて、極端に不平等に扱わなければならないことになる。つまり、平等という抽象観念は、すべての人々に---それを唱道する人々のみを除いて---極端な現実的不平等を強制するために創作された虚偽---人類史上最悪の詐欺---なのである。

諸個人には質的な差異があること認めて---この場合に誤解してはならないことは、諸個人の多様な差異を正しく認め理解することは、必ずしも他者を侮蔑する意味での差別なのではなく、むしろ、それなしには、自分と他者とをよりよく理解し、尊重し助け合うことはできないということである---互いに合意された行動ルールの体系の枠内で、自らの知識を自らの目的のために使用する自由（=個人的自由）を享受できる程度に応じて、文明社会には、その繁栄と永続に寄与する自生的な自由秩序が生じるのである。その秩序の中で諸個人は、それぞれのあるべき場所、果たすべき役割へと導かれるのであるが、この秩序は、我われが生まれる以前から既に形成されていた社会的関係であり、我われもまたその関係の中に生きることを強いられ、さらにそれを後世の子孫のために継承する役割担うべく、我われはこの世に生まれて来たのである。

さて、もしも我われ人間がこの世に生まれる、自己の意思とは無関係の、見えざる究極目的が、我われの国家と国民の永遠性に対する貢献にあるとするならば、我々の子孫の繁栄と祖国の

永続のために、男女に賦与された生得的な性別・性差や、法、道徳、諸制度の中に織り込まれた男女の役割の然るべき役割分担について、それが個人の選択の自由に反するとか、それが男女の本質的平等性を侵害しているとかの抽象的観念に由来する屁理屈によって、それらを頑なに否定し拒絶しようとする日本フェミニズムの態度は、あまりにも幼稚、蒙昧、利己主義的であろう。しかし、それ以上にフェミニスト諸氏のヒステリー性---男性が、女性の性質の中で最も嫌悪するもの---を男女平等などと主張することが、男女の性差を暴露する結果となっているのは、憐れむべき光景である。

トックヴィル曰く、

「両性のそれぞれ異なっている諸特性を混同して、男女を平等なもの、似かよったものとしようとする人々がいる。彼等は両性のいずれの者にも同様に、同一の職能を与えて、両性に同一の義務を課し、そして同一の権利を与える。彼等は両性をすべての物事において、労働、歓楽、事務、そして事業において混合しごっちゃにしている。このように両性を平等化しようとつとめることによって、彼等は両性を共に墮落させている。そして自然の働きの、このような粗雑な無茶な混合混同からは、弱い男性と恥知らずの女性だけしか出てくることはできないであろう。

・・・アメリカの女性たちは、自分たちの意思を自発的に放棄することを、一種の榮譽としている。そして彼女たちは束縛を避けるのではなく、これに自ら屈することを、自らを偉大ならしめるものとしている。それは少なくとも、最も有徳なアメリカ女性たちがあらわしている感情である。その他のアメリカの女性たちは、これらの点については沈黙を守っている。そしてアメリカ連邦では、女性のうちで自らの義務を踏みにじっていないながら、自らの権利をやかましく要求するような姦婦はいない。

・・・アメリカ人は男女の義務と権利とが同じものであるとは信じていないが、男女の各々の役割に対しては、同じように尊重している。そ

してアメリカ人は男女の運命は異なっているも、男女の価値は平等であると考えている。」

(注15)

### ● 修身第八課---男子の務めと女子の務め

「男子も女子も国民として行うべき道に違いはありません。男子が世の繁栄をはからねばならぬと同じように、女子もそれをはからねばなりません。また女子が身持ちを慎まねばならぬと同じ様に、男子もそれを慎まねばなりません。かように、人として国民として違いはありませんが、男子と女子とによって、それぞれ実際の務めはおのずから別れております。男子と女子とは生まれながらにして身体も違い性質も違っています。それで見ても、その務めがおのずから違うことは明らかであります。強いことは男子の持ち前で、やさしいことは女子の持ち前です。国・社会・家を安全に保護していくようなことは男子の務めで、家庭に和楽を与え、また子供を養育するようなことは女子の務めであります。我らの父母が家庭で実際に行っていることは、すなわちこの男子の務めと女子の務めとの主なものであります。父は一家の長として家族を率い、家計を支え、また外へ出ていろいろな仕事をして働いています。母は主婦として内において父を助け、家をととのえ、我らの世話をしています。男子と女子がよく調和して各々その務めを全うしていけば、家も栄え国も栄えます。」(注16)

### ● 修身第二課---祖先と家

「我らの家では、父は職業に励み、一家の長として我らを保護し、母は父を助け、一家の主婦として家事にあたり、共に一家の繁栄と子孫の幸福をはかっています。父母の前は祖父母、祖父母の前は曾祖父母と、我が家は祖先が代々維持して来たものです。代々の祖先が家の繁栄と子孫の幸福をはかった心持においては、いずれも父母と変わりがありません。我らはかように深い祖先の恩を受けて生活しているのです。この恩を感謝し、祖先を尊ぶのは、自然の人情であり、また人の道であります。一家の中で、一人でも多くよい人がいて、業務に励み、公共の

ことに力を尽くせば、一家の繁栄を増すばかりでなく、また家の名誉を高めることになります。またわずか一人でも不心得者がいて、悪いことをしたり、務めを怠ったりすれば、一家の不名誉となり、その繁栄を妨げます。一人の善悪の行いは、ただその人だけのことと思うのは大きな間違いで、一家全体の幸不幸となり、祖先の何もかわります。それ故一家の人々は、皆心をあわせて家の名誉と繁栄のために力を尽くし、祖先に対してはよい子孫となり、子孫に対しては立派な祖先となるように心掛けることが大切であります。」(注17)

なお、日本フェミニズムという邪悪思想の分析については私の次のブログ小論を参照されたい。

【リンク】⇒[日本国を自壊に導く邪悪教義、日本フェミニズムを粉碎しよう！](#)

## 7. 物質的平等（地位の平等）の現実的本質

人間の物質的平等は、個人や集団の取り分が何らかの意図的な決定によって決められるという状況を前提とする場合にのみ達成される可能性を持つ。また、文明社会という大きな社会では、誰もが自らの知識だけではその全体像を知り得ない諸事情（環境）に依存して生活するのを余儀なくされる。つまり、人間は自分が意図したのではない結果をもたらす環境の中で行為するように導かれるのであるが、このような環境の中にある人間は、自らが設計したのではなく、それがどのように機能しているのかも知りえない、行動ルール（＝多様な目的に役立つ諸手段の体系）に従って行為することしかできず、行為の結果を予測することはできない。それゆえ、既存の不平等が特定の個人や企業による意図的な決定の結果であると考えるのは、単なる思い込みにすぎず、自由の諸原理の下では、行為の結果としての物質的平等や地位の平等を恣意的に創出することは誰にもできない。また、政府権力が強制的な平等政策を行うことによって、諸個人の期待できる報酬が、最も必要とされるところへ彼らの努力を振り向ける方法の適切な指標でなくなってしまうと、報酬

が市場秩序で持っていた指針機能を失ってしまい、市場の機能は、指令当局の命令に取ってかわられる。そうすると中央計画当局は、正義や平等の原理によるのではなく、便宜主義とか効率性だけに基づいて、諸個人に割り当てるべき仕事を決定しなければならず（＝強制労働）、諸個人は報酬が平等になっても、当局から割り当てられる仕事に関する義務や負担が課されることとなり、人為により強制される大きな不平等を甘受しなければならなくなる。この不平等は、自生的秩序（自由市場）の中での諸個人の自由な行為の結果として生じる不平等とは異なり、指令当局の本質的に恣意的な権力（人為的な命令と強制）から生じて、諸個人の自由全般を厳しく拘束するものとなり、これを諸個人が拒否する自由はない。すなわち、（空想的には美しい響きを奏でる）物質的平等や地位の平等という抽象観念も、すべての人々に---それを唱道する人々のみは除いて---極端な現実的不平等を強制するために創作された虚構---人類史上最悪の詐欺---なのである。

## 8. Democracy（民主主義）の前提条件

F・A・ハイエク曰く、

「教条的な民主主義者はとくにその時々多数者がどんな権力を持つか、そしてそれをどのように行使するかを決定する権利をもつべきだと思うのに対して、自由主義者はある一時的な多数者の権力は、長期的な原則によって制限を受けることが重要であると考える。自由主義者にとっては多数者の決定が権威をもつ根源は、一時的な多数者の意思の単なる行為にあるのではなく、共通の原則に関する広範な同意にあるのである。教条的な民主主義者にとって決定的な概念は、人民主権の概念である。彼らにとってこのことは、多数者支配が無制限でありかつ制限し得ないことを意味する。民主主義の理想は本来すべての恣意的権力を防止することを意図したものであるのに、こうして新しい恣意的権力を正当化するものとなる。」(注18)

文明国家の発展とともに形成される法、道徳及び諸制度の多くは、幾世代もの人々の経験に

より、暗黙裡または明示的に合意するに至った多目的な諸手段の体系（行動ルールの体系）とその具現化としての枠組みであった。このような歴史経験を基礎として長期的に形成された権力の制限や抑制の原則を無視する民主主義、すなわち人民主権を標榜する民主主義は、必ず最悪の専制政治に至る。人民主権は、諸個人の不完全性は認めながら、人民全体の意思は無謬であると仮定するものであるが、これは理論的にも経験的にも何の根拠もない抽象的形而上学（虚偽）にすぎない。

また、民衆の本質とは、以下のようなものであるがゆえに、デモクラシーの権力は、法と道徳による支配（制限）の下に置かれなければならないのである。民衆とは、疑問を抱く能力はあるが、自分で問題を解決する政治哲学を持たず、政治に関しては、未熟で不完全な知識しか持っていない。そうした政治的無知の迷宮の中にありながら、（自らの意思のみを無謬と考える、教条的）民衆は、祖先の遺産である智恵と美德という道標を、単に古いまたは時代遅れだという理由だけで拒否し、国家国民の繁栄と永続への案内人を軽蔑する。民衆は、文明社会の統治に必要な不可欠な人間の意志や情念の抑制義務に常に闘争を挑む。その対象は、法であり、道徳であり、宗教であり、伝統慣習と諸制度であり、さらには、（自分の信ずる教義に反する）科学的真理や歴史的事実に対してまでもこれを否定しにかかる。その究極の到達点は、自然人の自然権を制限する文明の産物はすべて破壊せよ！となる。また、民衆は、自分の日常生活のやり繰りに精一杯で、国家の統治に必要な、人間本性に関する知識とか複雑な人間事象と諸利害の総合的見解を必要とする事柄の処理に、ほとんど無能力である。こうした本性の民衆に、人民主権という名の無制限の権力を与え、人民の多数決による結論は無謬であり、国家（社会）の平和的繁栄と永続を方向付ける座標であるなどと言って、民衆に媚び諂う制度は、形而上学的狂気である。さらに、多数決の原理とは、特定の国家や社会の内部でしか成立しな

い。民衆とは法人の観念であり、自然人が単に多数集合しただけの群衆ではなく、国家社会を形成し存続させてきた法、伝統、慣習、道徳及び諸制度などの“共通の原則を承認する成員の集合体”であるから、多数決の原理は、国家社会を形成した共通の原則の承認を前提とする（＝権力の制限根拠となる）ため、その有効範囲内（＝国家社会の内部）でのみ成立するのである。このことは、例えば、日本国民の内政や外交の決定権を、極東近隣5か国の全国民による多数決に委ねることを、我われ日本国民が決して許容しない事実を考えれば自明であろう。

ハイエク曰く、

「通常、人々の集団が一つの社会となるのは、自身で法を定めることによるのではなく、同一の行為規則に従うことによるのである。これの意味するところは、多数者の権力がこの共通に支持された原則によって制限され、この原則を超越する正当な権力は存在しないということである。」（注19）

【参考】

ベルジャーエフ曰く、

「世界における民主主義革命は、宗教的恐怖を惹起するものであり、それは人類の精神的墮落、無神論の生長、恐ろしい懐疑論、真実と真理のすべての質的規範の喪失を証明するものとなる。・・・その生長は魂の風化と、魂の中に神を見失うことが併行して進んでいる。民主主義的平等は、精神的生命の質を識別する能力の喪失である。これは質を尊重することをやめた人々が犯す混同である。量の民主主義イデオロギーは、より善き王国でなく、より悪しき王国を招来せざるを得ない。」（注20）

## 9. 人民主権の設計主義的迷信

未開な自然状態においては、《民衆》というものは存在し得ない。単なる多人数の存在は、それ自体、集合的権能を持たないからである。散在する諸個人や集団が社会を形成するのは、彼らが共通の行為ルール（＝行為の共通原則）を支持（承認）することに依拠しているため、《最初に社会があって、次にその社会（政府ま

たは統治者の意思など)が自らにルールを作って与える」という観念は事実を逆立ちさせた誤謬である。また、承認される行為の共通の原則の本性が何であるかは、特定の社会が形成される特定の環境(状況)に依存し、そのように形成された社会の中のどんな権力も、この共通原則によって制限されるのである。つまり、行為の共通原則の承認がないところでは、諸個人の自由と両立し得る権力は存在できない。《人民主権》の観念は、この承認された共通原則を無視せよ、破棄せよと主張するものであるから、必然的に自由社会を破壊に導くのである。また、行為の共通原則とは、諸個人の多様な諸目的に貢献できる“諸手段の体系についての合意”を意味するのであって、諸目的の相対的重要性(=諸目的の価値の序列化)に関してすべての人々が合意することはできない。それゆえ統治権力の合法性(あるいは権威)は、共通の行為ルール(=諸手段の体系)に対する合意に依拠するのであって、特定の目的に関する合意がある場合でも、その達成手段として、政府権力が無制限の権力(=無制限の諸手段)を行使するならば、それは違法である。民主主義権力を抑制するために案出された特定目的に関する明示的な同意が、社会形成の承認条件であった行為の共通原則の遵守(=法の支配)を差し置いて、権力の唯一の源泉とみなされるようになった時、《人民主権(無制限の権力)》という考え方に合法的雰囲気だけが誤って賦与されたのである。

## 10. 道徳的信仰なき抽象的自由は、隷属への道

自己愛は人間本性の普遍の原動力であり、それによって人間は自己利益の追求へと導かれる。このように自己愛によって導かれる自己利益追求の努力を、そのまま、公共の利益を同時に促進させるように仕向ける原理が、生命、自由及び財産を保障するために生じてきた自由の諸制度である。これら諸制度の下では、諸個人の対立する利害の主張と、相互に妥協すべき規則及び原理とが調和し得るのである。つまり、自由の価値は、主として“人間の行為の結果で

はあるが、設計の結果ではないもの”の成長のために自由が提供する機会に依存しているのであり、その場合のみ自由な社会は有効に機能する。それゆえ、もし自生的に成長してきた古来の伝統が人間の行為に課する制約・制限に対する、人々の深い尊敬がなかったならば、人間は自由な社会を成功裏に成長させることは決してできなかった。だから、現在の我われが、「伝統を受け入れる理由が伝えられていない」とか、「なぜ、伝統を守るのが適切であるのか理解できない」とか、「伝統が持っている価値・効果が科学的に証明されていない」とかの理由だけで、実際にはそれらの疑問に対する回答を多く内包している古来の伝統を受容し遵守するという自発的協調の義務をやめるなら、内包された効果の恩恵でうまくいっていた我われの行動の基礎が破壊されてしまうのである。

それゆえ、ハイエク曰く、

「自由は深くしみこんだ道徳的信仰なしには、決して作用しないということ、それから強制を最小限に抑えることができるのは、個人が一般にある種の原理に自発的に従うことを期待される場合だけだ、ということである。これがまさに真実である。」(注21)

## 11. 自らの限界を認識できない、デカルト派設計主義的合理主義は、形而上学的抽象主義

明瞭明白で疑念の余地のない明示的な前提から論理的に演繹し得ないものすべてを信じるに値しない迷信とみなす、デカルト派設計主義的合理主義の根本概念は、人間の無知---大きな社会では、構成員の行為を決定する大部分の特定の事実について、人間は手がつけられないほど無知であるという事実---を忘却的に無視する《万能の完全理性》という空想信仰の宗教に過ぎないがゆえに、形而上学的抽象主義に分別されよう。文明社会の人間の行為を支配する行為ルール(=法)の大部分とこの規則性から生まれた諸制度の大部分は、この人間の無知に対する適応なのである。それゆえ、行為ルールや諸制度の起源、目的、人間がそれに従う理由が論理的に言明できないならば、それらは

《迷信》であり、不要であると結論するのは、因果関係を逆立ちさせた不合理きわまる誤謬（＝宗教的迷信にも遙かに劣る迷妄）である。

ハイエク曰く、

「人間は目的を追求する動物であるとともにルールに従う動物でもある。人間が成功するのは、自分が実際に守っているルールがなぜ守られるべきであるかという理由を知っているからでも、言葉で説明できるからでもなく、人間の思考や行為が生活している社会の中での淘汰の過程（＝ルールの淘汰であって、個人の淘汰ではない！）を通じて進化を遂げ、かくして数世代の経験の所産となっているルールによって支配されているからである。」（注22）

なお、重要なことであるが、ハイエクの定義する“抽象的ルール”の“抽象的”とは、文明社会の人間本性と行動原理に関する事実から導かれる概念であって、文明社会に生きる人間の实体から遊離した空想概念である《形而上学的抽象》とは---同じ用語《抽象》を用いても---相反する真逆の概念であるので注意願いたいと思う。

ハイエク曰く、

「命令は絶えず特定の結果とか特定の予見された結果を目指すのであり、命令を発する、あるいは受け取る人にとって周知である特定の事情とともに特定の行為を決定する。対照的に、ルールは未知の無数の将来の事例や未知の無数の人々の行為に言及し、そうした何らかの行為が備えておくべき、一定の属性を述べるにすぎない。」（注23）

## 12. 結びにかえて

エドモンド・バーク曰く、

「ローマ帝国について述べられた次の言葉は、少なくとも英国憲法に（---日本国の憲法・国体にも---）同様に正しく適用されよう。

《八百年の幸運と規律がこの建造物を総合した。これらを転覆する試みは転覆者自体の破滅なしにはあり得ない》

・・・時計を無造作に分解するほどまでに愚劣ではない無知な人間も、・・・（国家の憲法・国体という）道徳的構造物ならば好み通りの分解や組み立てが可能だと安易に信じるかもしれない。だが自分が理解できない物事に軽々しく手を出す人間の行為がどれほど不道徳かに我われは思い至らない。彼らの血迷った善意は、彼らの思い上がりの弁護理由には全くなならない。真に他人への善意を抱く者は、他人に害を招く行為を自戒しなければならない。

・・・（真の鑑識者の思想は）もしも我われがあらゆる識者から過去に嘆賞されてきた文学者や芸術家〔例えばリウィウスやウェルギリウス、ラファエロやミケランジェロ〕をどうしても讃美する気持ちになれないと感じる場合には、我われ自身の好みに耽ることなく彼らを研究してその讃美される理由が会得できるまで待つべきであり、不幸にしてどうしても讃美と知識のこの結合に到達できない場合には世界の人々が騙されていると考えるのではなく、自分の感性が鈍いのだと結論すべきだ、ということである。これは少なくともこの讃美される憲法についても全く正しい規則である。我われは英国憲法を自分の能力に応じて理解し、直ちに理解できない時にはこれを尊崇すべきである。」（注24）

### 【注】

1. チェスタトン『正統とは何か』、春秋社、66頁
2. 『ハイエク全集「自由の条件〔I〕』』、春秋社、93頁
3. 中川八洋『悠仁天皇と皇室典範』、清流出版、66頁
4. 宇治谷孟 現代語訳『日本書紀〔上〕』、講談社学術文庫、62～63頁
5. 前掲『日本書紀』、347頁
6. 宇治谷孟 現代語訳『続日本紀〔上〕』、講談社学術文庫、14頁
7. 前掲『続日本紀〔下〕』、16～17頁
8. 大隅和雄 現代語訳、慈円『愚管抄』、講談社学術文庫、409頁、410～411頁
9. 北畠親房『神皇正統記』、岩波書店、25頁、39～40頁
10. 『日本の思想 15 本居宣長集』、筑摩書房、281～283頁、295～299頁
11. エドモンド・バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、12頁、（ ）内及び邦訳補正：私
12. 前掲『フランス革命の省察』、77頁、アンダーライン及び邦訳補正：私
13. 前掲『フランス革命の省察』、78頁、アンダーライン及び邦訳補正：私
14. ヒューム『人生論（四）』、岩波書店、64頁
15. トクヴィル『アメリカの民主政治（下）』、講談社学術文庫、376頁、378頁、380～381頁、アンダーライン：私
16. 渡部昇一監修『国民の修身 高学年用』、産経新聞出版、123～126頁
17. 前掲『国民の修身 高学年用』、123頁～126頁
18. 『ハイエク全集「自由の条件〔I〕』』、春秋社、150頁、アンダーライン：私

19. 『ハイエク全集「自由の条件〔Ⅰ〕』』、春秋社、150 頁
  20. ベルジャーエフ『靈的終末論「不平等の哲学」』、八幡書店、220 頁
  21. 前掲『ハイエク全集「自由の条件〔Ⅰ〕』』、91 頁
  22. 『ハイエク全集「法と立法と自由〔Ⅰ〕』』、春秋社、19 頁、( ) 内：私
  23. 『ハイエク全集「法と立法と自由〔Ⅱ〕』』、春秋社、24 頁
  24. 『バーク政治経済論集「旧ウィッグは新ウィッグを裁く」』、法政大学出版局、688～691 頁
- 

【参考照会】

≪私の代表的ブログ小論≫

- ⇒ [「自由主義の反撃」](#)
- ⇒ [「見えざる目的」](#)
- ⇒ [「日本を自壊に導く邪悪教義日本フェミニズムを粉碎しよう！」](#)
- ⇒ [「さあ、自助の精神を取り戻そう！」](#)
- ⇒ [「日本国民の美徳は蘇生できるか？」](#)



平成 29 年 8 月 13 日（日）兵庫県姫路市にて記す。

*by Kentarou Ichimura.*